

現在実施している市民参加手続き

■市民参加の定義：

「行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること」（基本条例第 2 条第 1 号）

■市民参加の種類：

1. 審議会等（条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会並びに協議会等）

市民公募委員としての参加のほかに、透明性を保ち、市民に開かれた審議会等とするため、審議会等の公開や開催予定の公表、会議録の公表、委員名の公表などを行う。また、多様な市民の声を得るため、無作為抽出による公募市民委員募集を実施。

2. パブリックコメント

政策等の策定途中でその経過などの素案を公表し、それに対して市民が意見、課題、問題点、情報を提出し、提出された意見等を考慮して政策等を決定していく。市民説明会はセットで必ず実施。

3. 公聴会

審議会等で充分検討を行ったりパブリックコメントを行ってもなお、市民の意見が大きく分かれる場合に、公開の場で所定の方法により、それぞれの意見の主張者から直接その趣旨を聞くために開催する。

4. その他の市民参加手続き

・説明会

施策の策定の事前、途中、事後のいずれかに、策定方針等について市民に説明を行う。

・ワークショップ

施策の策定において、早い時期から市民同士や市民と行政が自由な作業や議論を行うことを通して、合意形成を行う。

・フォーラム

施策の策定途中において、市民が十分な議論を行う場を提供し、その意見を聴く。

・シンポジウム

施策の策定途中において、専門家や報告者等が説明を行い、市民が施策を十分に理解し、その意見を聴く。

5. 市民モニター

市政に対する市民の意見・要望等を聴取し、また情報を発信することで、市政への関心の向上および市民参加を推進し、より広い民意を市政に反映させる。

6. 条例に定めのない市民参加の手続き（アンケート調査など）